（別紙４）

**眼球のあっせんを行う具体的手段　書式例**

　　「臓器のあっせん業の許可等について」（令和７年９月25日健生発0925第３号厚生労働省健康・生活衛生局長通知）第２の２に定める「①眼球の提供者の募集及び登録、②眼球の移植を希望する者の募集及び登録、③眼球の提供者、眼球提供施設、眼球の移植実施施設等の間の連絡調整活動等」の業務について、それぞれの具体的手段が分かるよう記載すること。

（１）○○

|  |
| --- |
| 具体的手段 |
|  |

　（２）○○

|  |
| --- |
| 具体的手段 |
|  |

【留意事項】

（※１）記載する枠が足りない場合は適宜追加すること。

（※２）必要に応じて、業務の具体的な流れが分かる参考資料等も添付すること。